

◇資料編

①県民の学習の状況	．．．	1
②県民の生涯学習に対する意識	．．．	2
③県民のボランティア活動への参加状況	．．．	4
④県民の自治活動やコミュニティ活動への参加状況	．．．	5
⑤山形県の社会関係資本の度合を示す各種指標値	．．．	6
⑥県民の成人を対象とした学習の状況	．．．	7
⑦国民の社会に対する意識の変化	．．．	8
⑧市町村の役割	．．．	9
⑨子どもの発達とかかわり方	．．．	10
⑩生涯学習振興政策等年表	．．．	11
⑪山形県生涯学習推進委員会（仮称）設置要綱（案）	．．．	12



①県民の学習の状況

・学習に取り組んでいる県民は、あまり多いとは言えない状況です。

表1 生涯学習に取り組んでいる県民の割合

H 3	H 8	H22
67.5%	54.0%	29.9%

生涯学習に取り組む機会がある人	
取組んでいる学習類型の総数(一人2つまで選択)	859
一人が2つを選択したとして推定される人数 A	429.5 人
割合(%) $A/(A+B) \times 100$	29.9 %

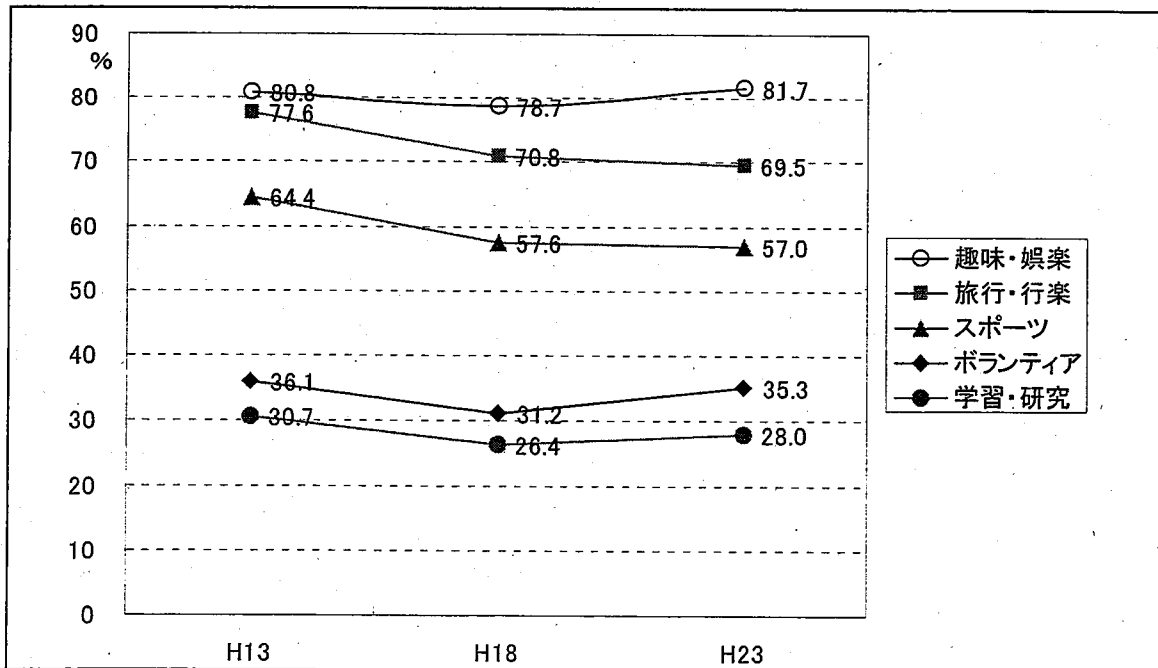
生涯学習に取り組む機会がない人	
取組んでみたい学習類型の総数(一人2つまで選択)	2014
一人が2つを選択したとして推定される人数 B	1007 人
割合(%) $B/(A+B) \times 100$	70.1 %

資料

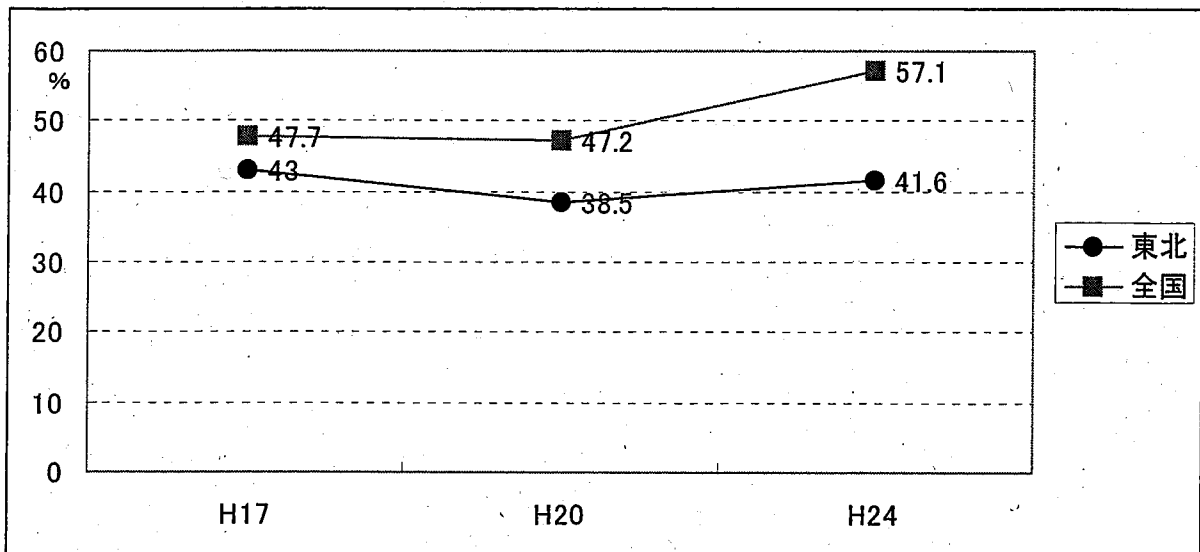
H3・H8のデータは【生涯学習に関する意識調査(山形県)】より

H22のデータは【「新世紀やまがた課題調査報告書」(政策企画課)】からの推計値

図1 県民の生活行動の状況



資料【社会生活基本調査(総務省)】より



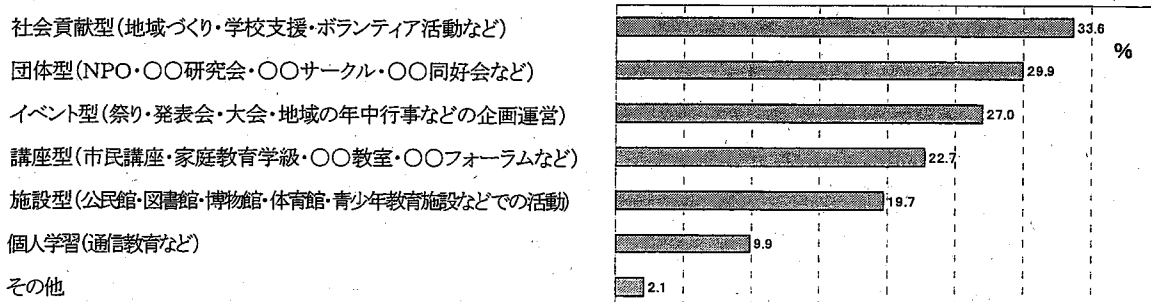
資料【生涯学習に関する世論調査(内閣府)】より

②県民の生涯学習に対する意識

- ・生涯学習を自分のためばかりでなく、社会貢献に活かしたいと思っている人が少なくありません。また、生涯学習の充実のためには、時間的なゆとりとともに、学習機会や学習情報の提供が必要とされています。

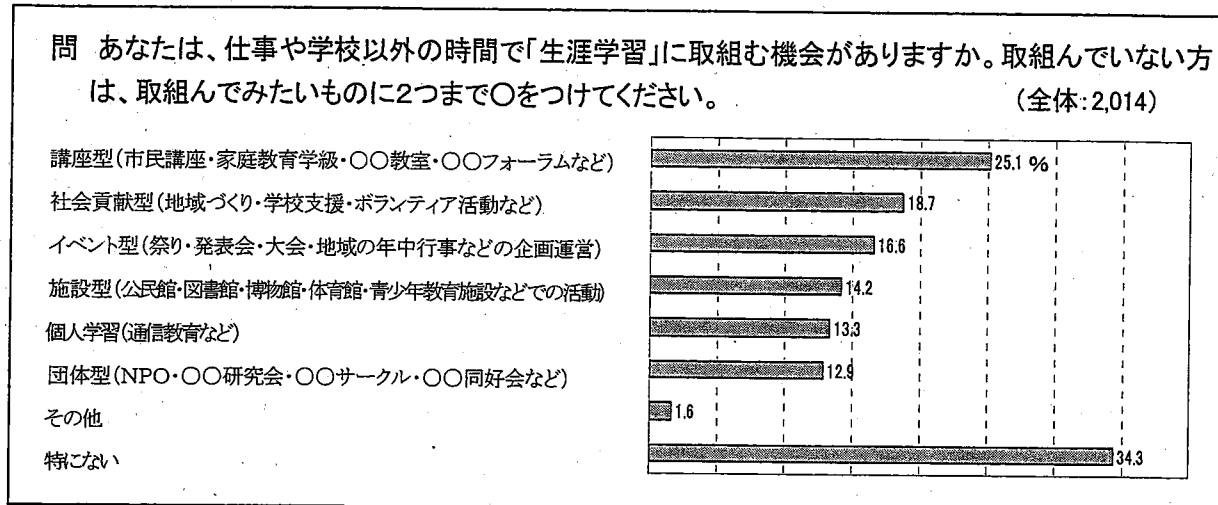
図3 取組んでいる生涯学習

問 あなたは、仕事や学校以外の時間で「生涯学習」に取り組む機会がありますか。取り組んでいる方は、取り組む機会の多いものから2つまで○をつけてください。（全体：859）



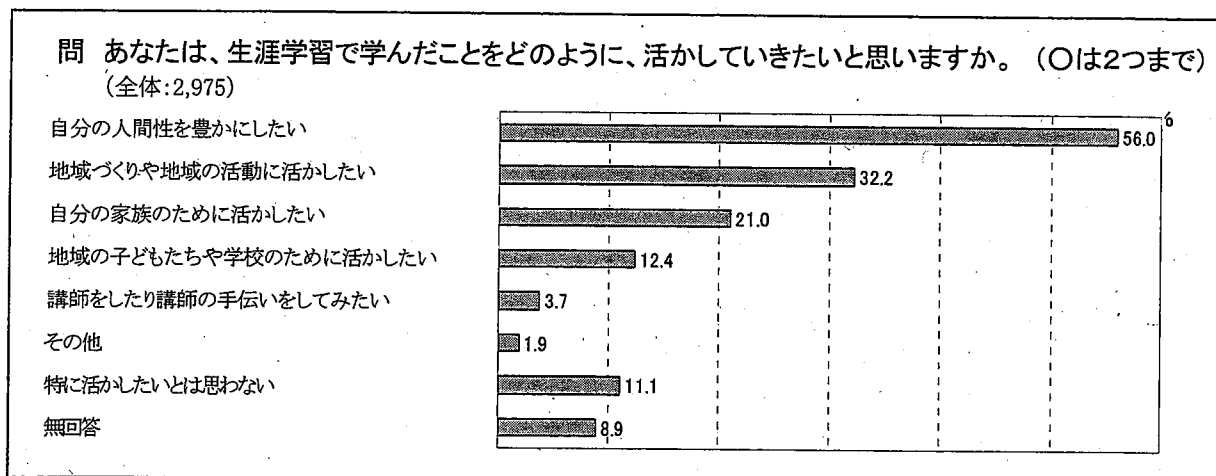
資料【H22 新世紀やまがた課題調査（政策企画課）】

図4 取組んでいない人が取組んでみたい生涯学習



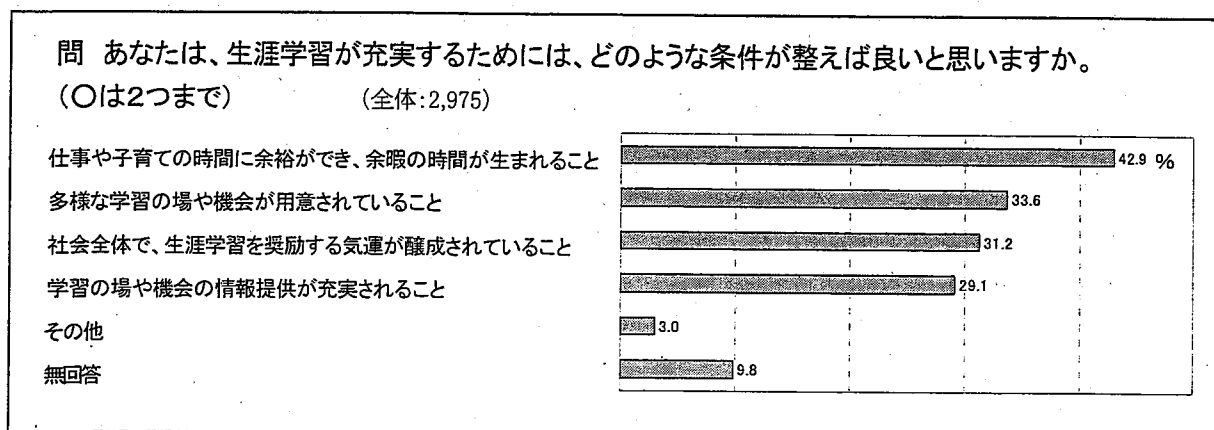
資料【H22 新世紀やまがた課題調査(政策企画課)】

図5 生涯学習で学んだことの活用について



資料【H22 新世紀やまがた課題調査(政策企画課)】

図6 生涯学習の充実に必要な条件



資料【H22 新世紀やまがた課題調査(政策企画課)】

③県民のボランティア活動への参加状況

ボランティア活動行動者率は全国1位、「まちづくりのための活動」(18.4%)は全国で3番目、「安全な生活のための活動」(7.7%)は全国で2番目に高い行動者率です。

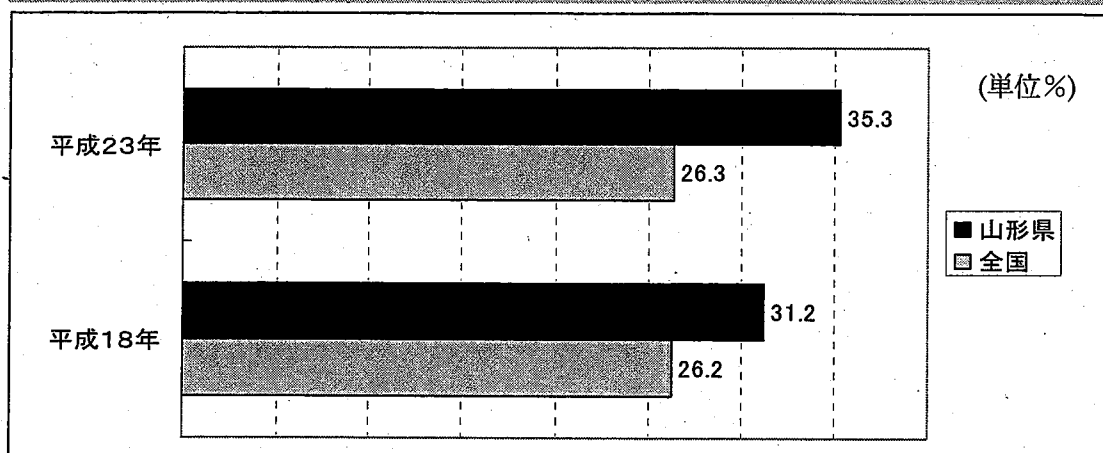
表2 生活行動(ボランティア活動)

※①②は、「ボランティア活動」における種類別項目の値である。

ボランティア活動			①まちづくりのための活動			②安全な生活のための活動		
順位	都道府県	行動者率	順位	都道府県	行動者率	順位	都道府県	行動者率
1	山形県	35.3%	1	鹿児島	19.3%	1	滋賀県	8.5%
2	島根県	34.8%	2	島根県	18.6%	2	山形県	7.7%
3	鹿児島県	34.4%	3	山形県	18.4%	2	富山県	7.7%
4	鳥取県	33.9%	4	鳥取県	18.0%	4	静岡県	7.5%
5	岩手県	33.7%	5	岐阜県	17.4%	5	山梨県	7.2%

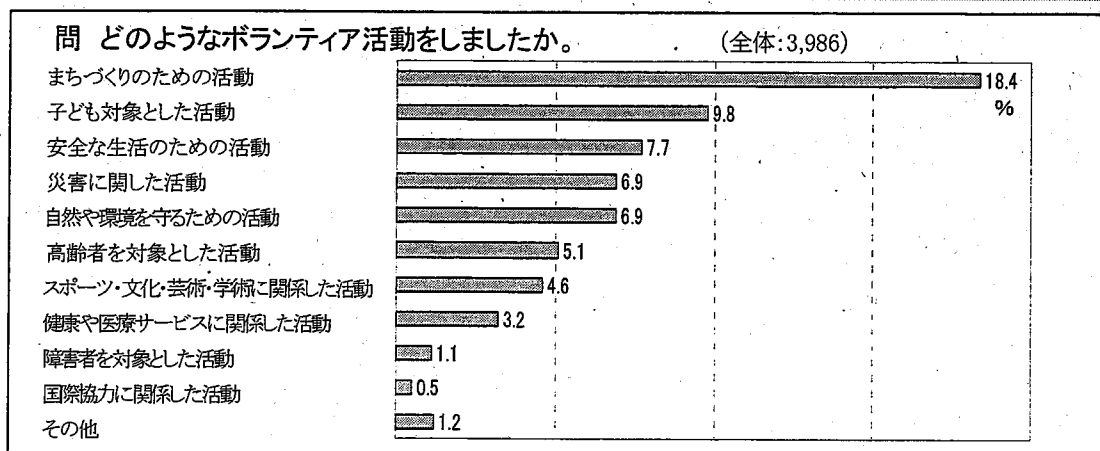
資料【H23 社会生活基本調査(総務省)】

図7 ボランティア行動者率(山形県)



資料【H23 社会生活基本調査(総務省)】

図8 ボランティア活動の内訳(山形県)



資料【H23 社会生活基本調査(総務省)】

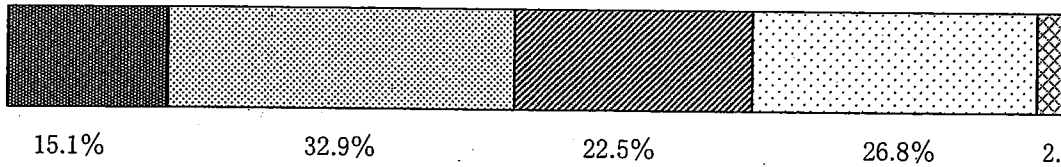
④県民の自治活動やコミュニティ活動への参加状況

県政アンケート調査によると、住民同士の助けあいや支えあいによる活動を活発にするために、「活動の中心となるリーダーの養成」や「子どもの頃からの福祉教育の推進」等が必要であるという結果になっています。

図9 自治活動やコミュニティ活動への参加状況について

問 あなたは、地域の自治活動やコミュニティ活動に参加していますか。(〇は1つ) (全体:2,916)

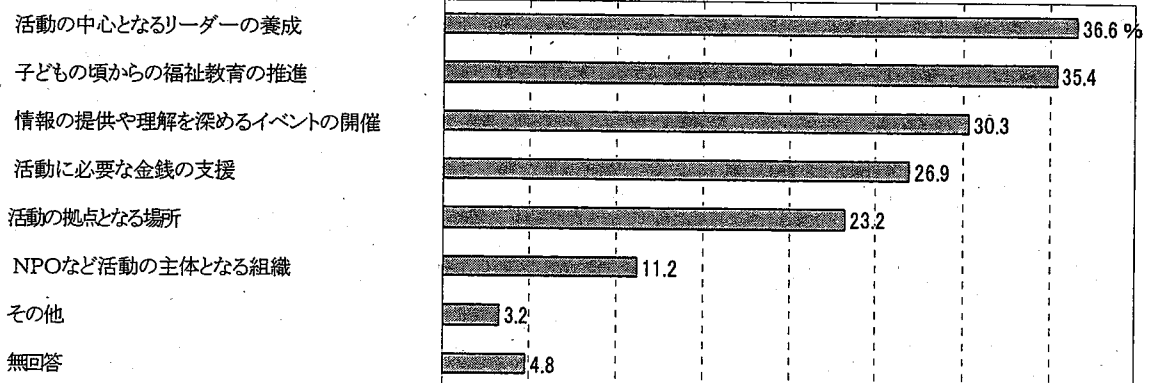
参加している ある程度は参加している あまり参加していない 参加していない 無回答



資料【H24 県政アンケート調査 (企画調整課)】

図10 自治活動や生活支援活動に必要なことについて

問 住民同士の助け合いや支え合いによる自治活動や生活支援を活発にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は2つまで) (全体:2,916)



資料【H24 県政アンケート調査 (企画調整課)】

⑤山形県の社会関係資本の度合を示す各種指標値

山形県は人と人の「つながり」の度合が高い県です

「つながり」とは「社会関係資本」のことであり、それは「信頼関係」や「絆」あるいは「ネットワーク」といった言葉で言い表される人間関係が生み出す力のことです。全国では「つながり」を再構築していかなければならない地域もあるのに対して、このような「つながり」を色濃く残しているのが本県の特徴と言えます。

表3 山形県の社会関係資本の度合を示す各種指標

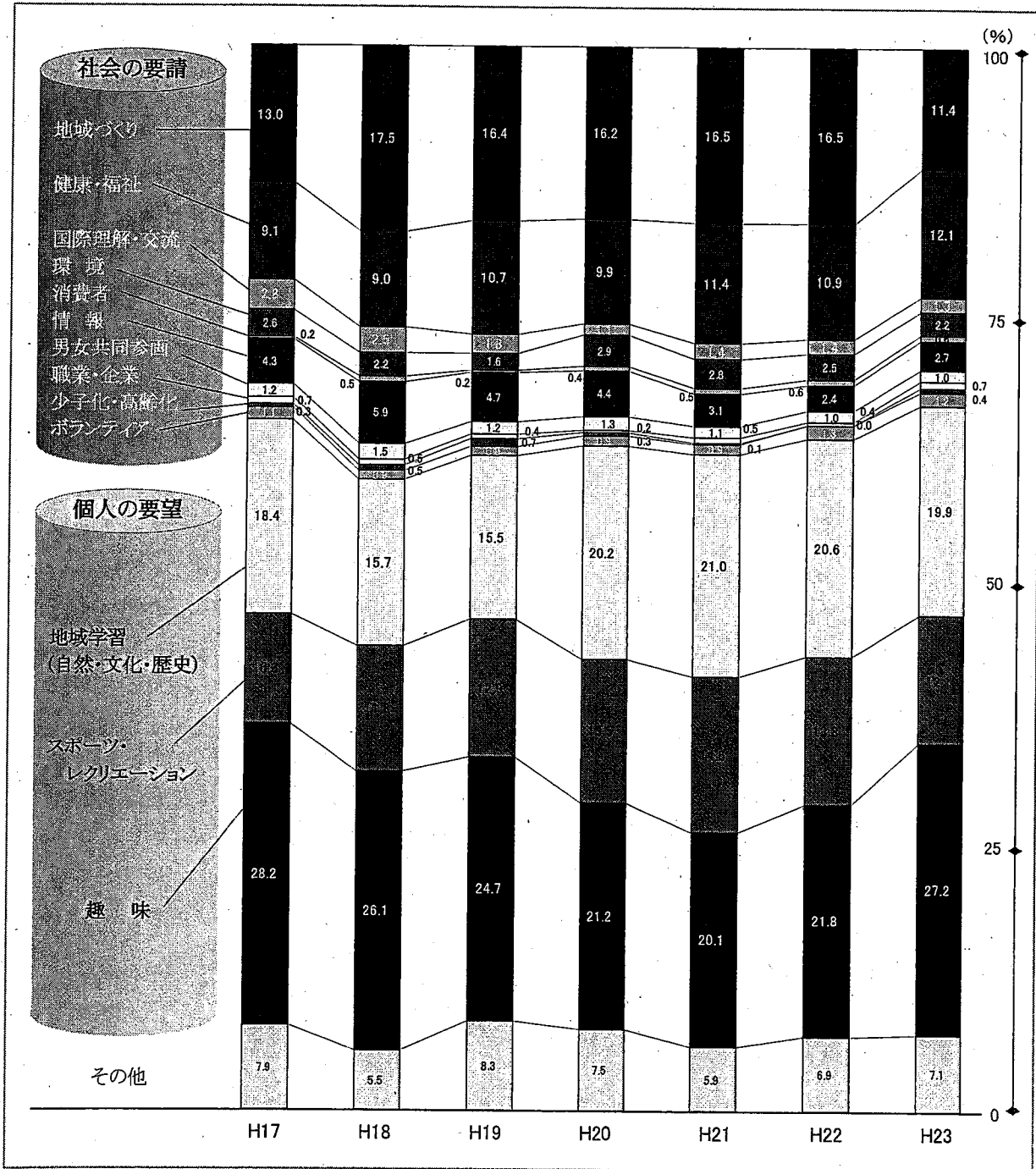
項目名	単位	年次	山形県		全国の指標値
			指標値	順位	
◎家庭でのつながりの強さを示す指数					
三世代同居率	%	2010	21.5	1	7.1
一般世帯の平均人員	人	2010	2.94	1	2.42
65歳以上の世帯員のいる世帯割合(対一般世帯数)	%	2010	52.93	2	37.30
核家族世帯の割合(対一般世帯数)	%	2010	48.29	46	56.34
単独世帯の割合(対一般世帯数)	%	2010	23.17	47	32.38
◎家庭生活の安定度を示す指数					
離婚率(人口1,000人当たり)	人	2010	1.47	44	1.87
◎地域とのつながりの強さを示す指数					
・持ち家率の高さは、長年その地域に住み、近隣の人々とのつきあいが密である確率が高いことを示す					
持ち家比率(対居住世帯あり住宅数)	%	2008	75.5	4	61.1
着工新設持ち家比率(対着工新設住宅戸数)	%	2009	64.9	1	37.0
公民館数(人口100万人当たり)	館	2008	524.3	3	124.9

資料【山形統計ランキング集2012、H23厚生労働省「人口動態調査」】

⑥県内の成人を対象とした学習の状況

「地域づくり」の講座や「健康・福祉」、「環境」などの現代的課題をテーマとした講座が公民館等を会場として行われています。しかし、依然として趣味や地域学習、スポーツ・レクリエーション等の比率が高く、平成19年以降、社会の要請による学びの場が減少していることが懸念されます。

図11 成人を対象とした学習事業(学級・講座)の推移



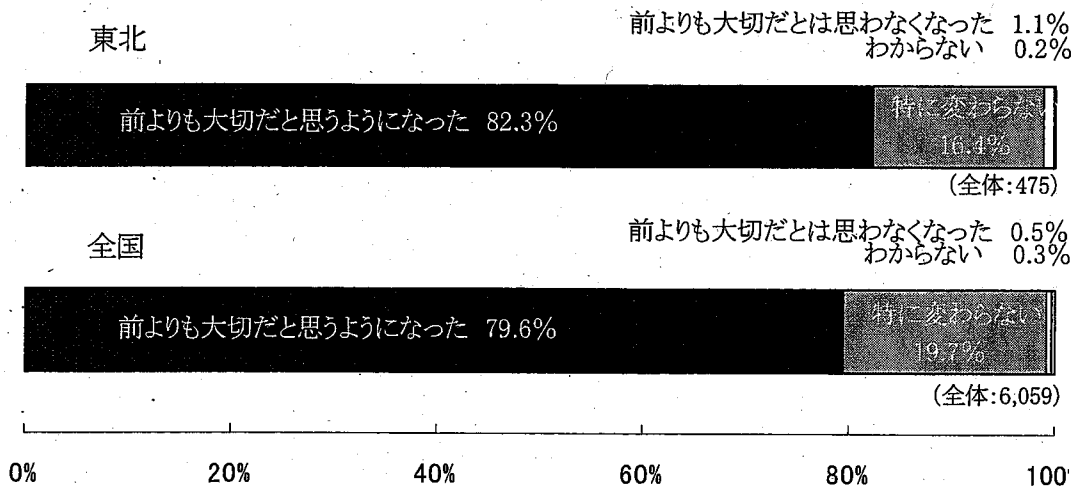
資料【H17~H23 「市町村における社会教育等事業調査」(生涯学習振興課)】

⑦国民の社会に対する意識の変化

国の平成 23 年度の社会意識に関する世論調査によると、東日本大震災以降、全国的に「人と人とのつながりの大切さ」が意識される結果になっています。

図 12 社会における結びつきに対する意識の変化

問 東日本大震災前と比べて、社会における結びつきが大切だと思うようになりましたか。

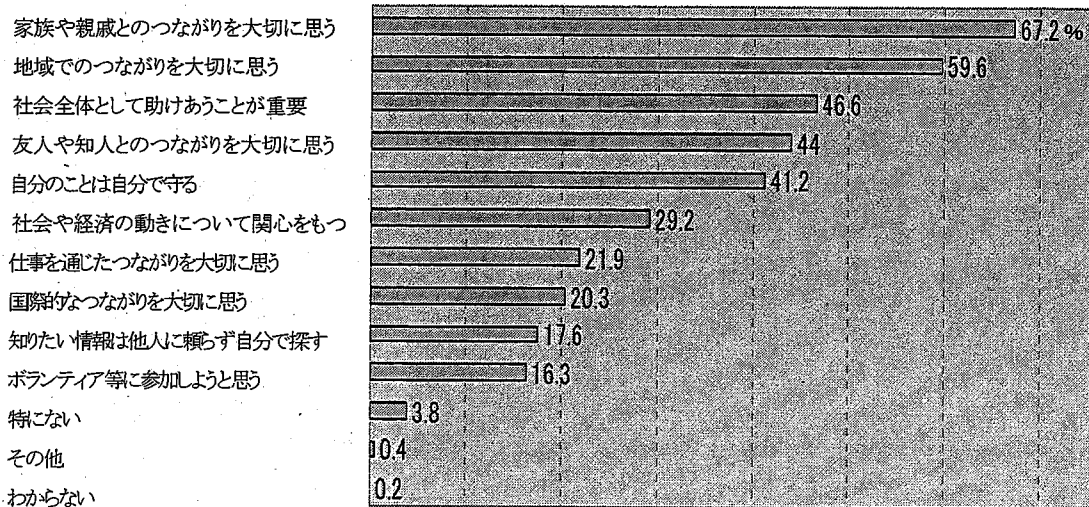


資料【H23 社会意識に関する世論調査（内閣府）】

図 13 震災後、強く意識するようになったこと

問 震災後、強く意識するようになったこと

(全体:6,059)



資料【H23 社会意識に関する世論調査（内閣府）】

⑧市町村の役割

県は市町村と情報の共有化を図り、協力しながら、生涯学習推進の取組みを進めていきます。そこで、市町村に期待される役割は、以下のとおりです。

- 地域住民に最も身近な行政機関として、住民が主体的に学習活動に取り組むことができるよう支援すること。
 - ・生涯学習の考え方の一層の普及
 - ・学習活動への参加を促進する工夫と学習相談・学習情報機能の充実
 - ・学習活動を通じて住民同士がつながる場づくり
 - ・学習成果を発表する場づくり
- 学習成果を地域社会での活動に活かす具体的な仕組みづくりやプログラム提供を行うとともに、地域での学習活動を牽引していくリーダーや個人の学習活動と地域での実践をつなぐ人材の育成を行うこと。
 - ・学習成果を活動に活かす工夫
 - ・地域における人材の発掘及び活用
 - ・リーダーとなる人材の育成
- 学校と地域社会の連携を促進し、地域の大人が自分の知識や技術、経験等を活かして子どもの成長を支援するなど、地域における学び合いを推進すること。
- 地域の実態に即した生涯学習推進計画等を策定するとともに、計画を着実に実行するための生涯学習推進体制を整備すること。
- 社会教育主事や司書等の資格を有する専門職員の確保と適切な配置に努めること。
- 地域における社会教育関係団体等の活動を支援するとともに、大学やNPO等民間団体、企業等様々な主体との連携・協働を推進すること。
- 社会教育施設の一層の機能充実を図るため、だれもが利用しやすい施設としてサービスを提供するとともに、専門的な職員の資質の向上に努めること。
- 「人づくり」「地域づくり」の拠点である公民館等を活性化させていくこと。

従来の公民館よりも幅広い活動を可能にすることを目的に、公民館を社会教育法の規制を受けないコミュニティセンター化している自治体がありますが、公民館であるにせよコミュニティセンターであるにせよ、「人づくり」と「地域づくり」の役割を果たしていくことが不可欠です。

⑨子どもの発達とかかわり方

段階	発達課題		かかわり方の留意点	
			親	祖父母
乳児期	親への信頼感	<input type="checkbox"/> 絶対的安心感 <input checked="" type="checkbox"/> 基本的生活習慣の基礎作り ・授乳、排泄、睡眠のリズム ・清潔、食事、挨拶、返事	<input type="checkbox"/> 安心できる親子関係作り ・十分なスキンシップ、目を合わせた話しかけ ・一緒に遊び、絵本の読み聞かせ <input checked="" type="checkbox"/> 早寝早起きの生活リズム作り ・子の欲求へのすばやい対応、不快感の解消 ・子の意欲、できたことを喜ぶおおらかなしつけ	◎親の教育方針を理解し、子どもの発達段階に合わせて、子どもを温かいまなざしで見守る
幼児前期	好奇心 自他の気づき	<input type="checkbox"/> 親以外への関わりの広がり、言葉獲得 <input checked="" type="checkbox"/> 基本的生活習慣、生活リズム作り継続 ◎自我の芽生え ・自己主張の「いや」	<input type="checkbox"/> 対人関係の基礎作り、絵本の読み聞かせ ・挨拶・返事・「ありがとう」「ごめんなさい」 <input checked="" type="checkbox"/> 身辺自立の拡大と成功体験の積み重ねの場作り ・早起き・早寝・食事・排泄・衣服の着脱 ・しようとする意欲やできたことを喜ぶ、ほめる ◎子の気持ちの受けとめと見守り、全身を使う遊び	
幼児後期	自尊心 自発性 社会性	<input type="checkbox"/> 自発性、自己主張拡大 自ら工夫し、夢中で遊ぶ経験 <input checked="" type="checkbox"/> 基本的生活習慣、生活リズム定着 ◎友だちとのかかわり	<input type="checkbox"/> 子の自己表現を促し、自己有用感を感じる場作り ・子どもの仕事を決める、自然の中で一緒に遊ぶ ・子の考えを聞く、自己決定を促す、良さをほめる ・お話の読み聞かせ、楽しい会話 <input checked="" type="checkbox"/> リズムとけじめのある生活への意欲づけ ・早起き、身辺自立の練習を継続する ◎社会性のしつけ、人間関係づくり ・挨拶・善悪の区別・社会のルール・マナー・言葉遣い	
児童前期	自律性 規範意識	<input type="checkbox"/> 生活リズム、学習習慣の自律化 ◎集団遊び、他者への共感、善悪の判断、規範意識	<input type="checkbox"/> 生活・学習習慣の定着、自己コントロール ・早起・早寝・朝ご飯・家庭学習・手伝いを励ます ・読み聞かせ、子の取り柄や努力をほめる ◎他の人とともに生きる経験 ・友だち、善悪でのトラブル…子の気持ちを受けとめる、よい関わり方や判断の仕方を示す、学校と連携する	
児童後期	自立心	<input type="checkbox"/> 自立心の高まり ◎望ましい人間関係作り	<input type="checkbox"/> 自己有用感の充実、自己決定での意欲喚起 ・自分からの起床・就寝・家庭学習・挨拶を見守る ・手伝いに感謝する、子の良さ・努力・意欲をほめる ・読書で人の心や生き方、想像の世界にふれる ◎子の相談相手として対話を大切にしたかかわり ・適切な自己主張や他の意見との調整の仕方を教える	
青年前期	自分らしさの形成	◎集団の一員としての役割自覚、精神的親離れ、友情の深まり <input type="checkbox"/> 職業観、人間観の形成	◎自分の良さ、立場や責任の自覚、自他の違いの尊重 ・子の良さ、失敗と挑戦、正しい善悪判断を喜ぶ ・自己表現、自己コントロール、自己決定の場を作る <input type="checkbox"/> 職業観や適性の話し合い、ボランティア・働く体験・読書ジャンルの拡大、同じ目の高さでの日常会話	
青年中期	精神的な自立	<input type="checkbox"/> 主体的な問題解決の実践 ・他者との協力、他者への貢献 ・場に応じた適切な自己表現 ・社会の一員としての行動 ◎他者の価値観の尊重	<input type="checkbox"/> 社会人としてのあり方、生き方モデル提示と語り合い ・子の自立心を喜ぶ、進学・職業選択の相談にのる ・生きる上での価値観、自己決定と責任の取り方を示す ・1人暮らしの技術や社会人マナーの獲得、情報や金銭管理の経験拡大を図る ◎共生社会の一員としてのあり方の語り合いと行動化、読書による人生観、世界観の広がりや深まり	

□いのち ◇まなび ◎かかわ

⑩生涯学習振興政策等年表

西暦	元号	国内外	山形県
1946	S.21	憲法	
1947	S.22	教育基本法	
1948	S.23	社会教育法	
1951	S.26	社会教育法改正(「社会教育主事設置」)	
1959	S.34	社会教育法改正(「社会教育主事必置」)	
1965	S.40	ユネスコ「生涯教育」の理念を提唱	
1971	S.46	社会教育審議会答申(社会教育に生涯教育の概念を付加)	
1972	S.47	ユネスコ「Learning to be(未来の学習)」発表・生涯教育推進を勧告	
1978	S.53		(財)生涯教育推進基金設立
1981	S.56	中央教育審議会答申「生涯教育について」	
1985	S.60	臨時教育審議会答申(1～4次)	生涯教育センター基本構想(S.60)
		・生涯学習体系への移行	
1987	S.62	・「生涯教育」を「生涯学習」概念に変更	
1988	S.63	文部省生涯学習局発足	
1990	H. 2	中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	生涯学習センター(遊学館)開館 公民館連絡協議会再結成
1991	H. 3	中央教育審議会答申(生涯学習の成果の評価に関する実態と考え方)	
1992	H. 4	生涯学習審議会答申 ・生涯学習社会を築くための施策 ・振興方策の答申の中で、現代的課題について言及 ・「いつでも、どこでも、誰でも」の言葉で生涯学習を説明	第1次生涯学習振興計画 (「いつでも、どこでも、だれでも」学習を行える学習社会の構築)
1995	H. 7		教育センター社会教育部廃止
1996	H. 8	ユネスコ報告「学習:秘められた宝」 ・知ることを学ぶ・為すことを学ぶ・共に生きることを学ぶ ・人間として生きることを学ぶ 生涯学習審議会答申・各施設の充実方策を提言	社会教育委員連絡協議会結成
1997	H. 9	生涯学習審議会概要 ・学習の成果を生かすことの意義・ 問題点と必要な支援方策を提言	第2次生涯学習振興計画 (学習環境の総合的な整備)
1999	H.11	生涯学習審議会答申 ・学習の成果を生かすための方策	
2000	H.12	生涯学習審議会答申 ・情報化に関する様々な施策を提言	
2001	H.13	文部科学省発足 生涯学習政策局設置	
2002	H.14	学校完全週5日制導入 中央教育審議会答申・生涯各期における教養教育	第3次生涯学習振興計画 (県民主体の学習推進)
2003	H.15	中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と 教育振興基本計画の在り方について」	生涯学習センターへの社会教育主事 派遣終了
2004	H.16	中央教育審議会報告「今後の生涯学習の振興方策」 (個人の需要と社会の要請のバランス)	
2006	H.18	教育基本法改正・3条「生涯学習の理念」・第10条「家庭教育」 ・第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」	担当課が知事部局から、教育庁の「教育やまがた振興課」へ
2007	H.19		市町村への社会教育主事派遣終了
2008	H.20	中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習振興方策」 <u>自立した個人の育成や自立したコミュニティの形成</u> ・国民一人一人の生涯を通じた学習の支援 ・社会全体の教育力の向上 社会教育法改正・生涯学習の振興に寄与・家庭・学校・地域の 連携協力・学習成果の活用促進	
2010	H.22		「生涯学習振興課」に担当課名変更 公民館連絡協議会と社会教育委員連絡協 議会が統合し、社会教育連絡協議会発足
2012	H.24	中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(中間まとめ) (個人の自立、絆づくり・地域づくり、社会教育行政の再構築) 中央教育審議会教育振興基本計画部会(審議経過報告) (絆づくりと活力あるコミュニティの形成、自立・協働・創造モデル としての生涯学習社会を実現)	第4次生涯学習振興計画

⑪ 山形県生涯学習推進委員会 (仮称) 設置要綱 (案)

(目的及び設置)

第1条 生涯学習に関する施策の総合的な企画及び調整を行うとともに、その推進を図るため、山形県生涯学習推進委員会 (以下委員会という。) を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 生涯学習に関する施策の総合的推進に関すること。
- (2) 生涯学習に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育長をもって充てる。

3 副委員長は、教育次長をもって充てる。

4 委員は、庁内関係各課長及び山形県生涯学習センター学習振興部長の職にあるものをもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員長の命を受け、所掌事務をつかさどる。

(会議)

第5条 委員の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に規定するもの以外のものの出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を教育庁生涯学習振興課に置く。

2 事務局長は、生涯学習振興課長をもって充てる。

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

